

令和3年度第3回宮城県内水面漁場管理委員会議事録

委員会の招集

- (1) 招集者 会 長 小野寺 秀也
(2) 発送年月日 令和3年12月6日(月)

委員会の開催

- (1) 日 時 令和3年12月15日(水)
○開会 午後2時
○閉会 午後3時45分
(2) 場 所 宮城県行政庁舎11階 第二会議室

議題

- (1) 審議事項
イ コイヘルペスウイルス病対策に係る委員会指示(案)について
ロ オオクチバス, コクチバスその他オオクチバス属の魚類及びブルーギルの再放流禁止に係る委員会指示(案)について
(2) 報告事項
令和3年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について
(3) その他

出席委員

会 長	小野寺 秀 也	委 員	高 橋 計 介
会長代理	千 葉 勝 美	”	高 橋 清 孝
委 員	菅 原 <small>はじめ</small> 元	”	大 越 和 加
”	十二村 實	”	棟 方 有 宗
”	眞 壁 一 良		

欠席委員

委 員	菅 原 <small>はじめ</small> 元
-----	--------------------------

執行部出席者 別紙のとおり

【委員会の概要】

○事務局 鈴木総括課長補佐

それではただ今から、令和3年度第3回宮城県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

はじめに本日の委員の出席状況は9名の方が御出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会の御挨拶を小野寺会長からお願いいたします。

○小野寺会長

(挨拶)

○水産業振興課 鈴木総括課長補佐

ありがとうございました。続きまして、宮城県水産林政部 石田副部長から御挨拶申し上げます。

○水産業振興課 長谷川課長

(挨拶)

○水産業振興課 鈴木総括課長補佐

ありがとうございました。

それでは議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

配布しております資料は、右上に番号をふってございます。

資料1といたしまして、審議事項(1)「コイヘルペスウイルス病対策に係る委員会指示(案)について」、資料2といたしまして、審議事項(2)「オオクチバス、コクチバスその他オオクチバス属の魚類及びブルーギルの再放流禁止に係る委員会指示(案)について」、資料3といたしまして、報告事項「令和3年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について」、最後に配付資料といたしまして「ワカサギ釣りドーム船のパフレット」、以上4種類の資料となっております。

御確認いただき、不足等がありましたら事務局までお声がけください。

それでは議事に入らせていただきます。

小野寺会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○小野寺会長

それでは、まず議事に先立ちまして、議事録署名委員の指名を行いたいと思います。本日の議事録署名委員として、6番の高橋計介委員と7番の高橋清孝委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【審議事項 1】

○小野寺会長

まず、審議事項(1)、「コイヘルペスウイルス病対策に係る委員会指示(案)につい

て」を上程いたします。これは事務局から御説明いただきます。

○事務局 神山技師

事務局の神山でございます。

審議事項、コイヘルペスウイルス病対策に係る委員会指示（案）について説明させていただきます。

本委員会指示につきましては、平成16年から現在まで、毎年1年更新で継続発動されているものでありまして、来年度の継続発動について御審議いただく内容となっております。

資料1の1ページ目をお願いいたします。コイヘルペスウイルス病対策に係る委員会指示についてということで、まず、最初の丸の経過について説明させていただきます。コイヘルペスウイルス病ですが、こちらは平成15年に国内で初めて発生が確認されておりまして、その翌年の平成16年に全国での発生がピークを迎えております。それ以降も現在に至るまで、全国的に継続して発生が確認されている状況となっております。このような中で、農林水産省から持続的養殖生産確保法によるまん延防止措置をとっているほか、コイヘルペスウイルス病について具体的な防疫指針を示しておりまして、それに基づいた対応を全国的に現在とっているという状況になってございます。

当県におきましては、まん延防止の観点から、県内全域にコイヘルペスウイルス病が確認された場合に、コイの持ち出しを制限する等の委員会指示を平成16年6月10日付で発動しております。しかし、その翌日に角田市内で県内初の発生が確認されまして、それ以降についても、平成19年までは毎年発生が確認されておりました。近年では平成27年に、平成19年から8年ぶりに七北田川水系にて発生が確認されているところでございます。

丸の2つ目の委員会指示についてでございますが、今回の委員会指示は、冒頭で申し上げましたとおり、平成16年以降、毎年継続して発動しておりまして、県内では現在までに発生が確認されていない水系もございます。効果的な防除方法といったものもまだ確立していないような状況から、事務局としては、来年度においても委員会指示を引き続き発動いたしまして、拡大、まん延防止措置を講じていきたいと考えております。指示の内容につきましては、これから説明します別紙案のとおりとなっております。

1ページおめぐりいただいて、2ページを御覧ください。こちらの資料は横書きになっておりますが、こちらの2ページ、3ページともに、今回の委員会指示の新旧対照表となっております。今回の指示内容につきましては、対照表の右側が現在発動されている令和3年度の内容、左側につきましては、今回御審議いただく、来年度からの指示内容となっております。今回御審議いただく内容の変更点につきましては、アンダーバーで示してございます。基本的な変更点としては、内容の方の変更は特段なく、委員会指示の発動日や委員会指示を行う期間の変更となっております。

委員会指示の具体的内容につきましては、新旧対照表の左側を用いて説明します。委員会指示の内容の1番、持ち出しの禁止につきましては、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかったときは、当該水面においてコイを持ち出しはいけないという旨で書かれております。ただし、公的機関がコイヘルペスウイルス病のまん延防止の措置に供するときはこの限りではない

とも示されております。

2番の移植の制限についてです。こちらにつきましては、県内の公共水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかっている疑いがあると認められるときは、当該水域からコイを移植してはならないとありまして、このコイヘルペスウイルス病にかかっている疑いがあると認められる状況というのは、コイのへい死が確認されてから、コイヘルペスウイルス病によるへい死と確認されるまでの間を指してございます。

次に、3番の放流等の制限というところでございますが、こちらにつきましては、一、県内の公共水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイを増養殖等の目的で放流しようとする際には、その放流しようとするコイについてコイヘルペスウイルス病に係る、次に掲げる要件をすべて該当していることを確認しなければならないとあります。こちらの要件につきましては、3つありまして、汚染水域、コイヘルペスウイルス病が確認されている水域の由来でないこと。また、汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。3つ目といたしまして、PCR検査で陰性が確認されたコイ群であること。こちらがすべて該当している場合のみ、放流ができるものとなってございます。

また、2番につきましては、先ほど説明いたしました1番の確認が取れないときは、そのコイの生死を問わず、公共水面及びこれと接続一体をなす水面に遺棄してはならないとございます。

3ページの4番の適用除外の項目につきましては、今まで説明した1から3番までの指示については、当委員会が特に必要と認める際には適用しないものとしております。2番の指示をする期間につきましては、来年度、令和4年4月1日から1年間、令和5年3月31日までとなっております。指示をする区域につきましては、これまでと変わりなく、県内の公共水面及びこれと接続一体を成す県内の水面となっております。

めくっていただいて、4ページをお願いします。4ページにつきましては、今回御審議いただいた際に、今回の内容が承認された場合には、こちらの内容で公報に登載させていただく内容となっております。

少し飛びまして、7ページの方をお願いします。7ページですが、先ほど委員会資料の説明の中でありました適用除外の項目について、こちらの承認手続きの要綱となっております。こちらにつきましては、次の8ページに委員会で承認する際の基準等についてが記載されてございます。こちらにつきましては、後ほど御確認いただければと思います。

続きまして、9ページをお願いいたします。9ページにつきましては、こちら、委員会指示のイメージ図となっております。こちらの図の中で、水系の方が3つ、ABCとございます。左側の水系につきましては、コイヘルペスウイルス病の発生歴がある水系を示してございます。こちらにつきましては、持ち出しを含めすべての移植が不可となっております。コイヘルペスウイルス病の疑いのある水系B、こちらにつきましては、持ち出し以外の移植についてはすべて不可となっております。そして、右側にあります水系C、コイヘルペスウイルス病が確認されていない水系につきましては、家などへの持ち出しや非適用水面、個人の池や養殖池、こちらへの移植が可能となっております。また、こちら水系Cから公共水面の移植につきましては、委員会指示の定める条件を満たす必要があるため、イメージ図の中では、三角とさせていただいております。なお、

個人の池等の非適用水面から天然水系の移植放流についても同様に委員会指示に定める条件を満たす必要がございます。

戻っていただいて、5ページをお願いします。5ページ、こちらにつきましては、宮城県内におけるコイヘルペスウイルス病の発生状況を記載してございます。県内では、養殖場等での発生、天然水域での発生、両方確認されてございまして、直近では平成27年、(2)の天然水域の一番下でございまして、平成27年に七北田川水系で確認されております。下の図に県内の全体図と水系の名前が記載されてございますが、現在コイヘルペスウイルス病が確認されていない未発生水系となっているところにつきましては、三陸水系及び鳴瀬吉田川水系、この2つとなっております。それ以外の水系につきましては、指示における汚染水域とされております。

めくっていただいて、6ページをお願いします。令和3年度に全国で確認されたコイヘルペスウイルス病に関するPCR検査の結果となっております。今年度につきましては6月から7月に静岡県で1件、7月に新潟県で1件、合計2件、2検体が確認されております。

少し飛んで、10ページをお願いいたします。こちらちょっとデータが古いですが、コイヘルペスウイルス病感染コイの発生状況の総括表となっております。こちらについては、令和2年12月までのデータが記載されてございます。全国的な件数で見ますと、一番右側の色のついた合計というところを見ていただきますと、過去5年においては、平成28年には21件、平成29年には31件、平成30年には42件、令和元年には27件、昨年度、令和2年については15件と、一旦増加して、また減少傾向にはありますが、引き続き全国的に発生が続いている状況となっております。こういうこともありますので、本県の委員会指示については継続して発動したいと考えてございます。

最後に11ページから17ページにつきましては、冒頭で話しました農林水産省から示されているコイヘルペスウイルス病の防疫指針となっております。こちらについては、後ほど御確認していただければと思います。

説明については以上でございます。指示の継続発動につきまして、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○小野寺会長

事務局からの説明が終わりましたので、審議に入ります。

御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

高橋委員、どうぞ。

○高橋計介委員

御説明ありがとうございました。ちょっと2点聞きたいんですけども、1つ目は指示の中の先ほど御説明があった大きな3、その中の(一)の中、条件のところなんですけど、これは中身を見ると、1番がかかったらもう駄目ですよ、2番目、3番目もちろんこれも。調べるんでしょけども、1番の時点でおしまいという解釈でいいですかね。なぜかという、PCRの陽性は先ほどデータ示された限りで静岡と新潟で1件ずつしか出てない。つまり、汚染水域のコイであっても陰性になってしまう公算が今すぐ

く高いと思うんですよ、もうこの時期になってくると。そうすると、(3)のPCRの陰性というのはあまり信頼のおけるものではないと、だから3つ全部駄目だ、3つ全部パスすればOKというのはわかるんですけども、駄目な方は1つ目がかかったら駄目ということで考えていいですか。つまり、汚染水域であるという時点でもうすべておしまいだ、シャットアウトというような考え方です。

2つ目はですね、水域ABCの図、9ページでこれは理解できるんですけども、この図でいう水系Cに当たるのが宮城だと、例えば鳴瀬吉田川があると思うんですけど、鳴瀬吉田川のコイであっても、その池に入れるのは可能だけれども、公共河川に移しても駄目ということですよこれ。条件付きとあるけれど、実際その条件付きで検討して移した例というのはあるんでしょうか。この委員会指示が出るようになって以降の話で、それがあるかどうかというのが知りたいのと、だからもうそうすると他県のこの水系Cに当たる河川由来のコイであっても、すべてこの条件がかかると宮城県内でこの条件が変わると考えれば、AとかBの河川に対してもコイの放流というのは一切行われていないというふうなことを考えていいんでしょうかというのを教えていただきたいということです。

よろしくお願いします。

○事務局 神山技師

今の2点の質問についてお答えさせていただきます。

まず1点目ですけどもこちらの委員会指示の中にある3つの条件すべて満たさないといけないというところで、条件の1つでも駄目であればアウトではないかということだったんですけども、一度発生した水系については確実にもう出ませんという保証ができないということで、1回出た水系についてはすべて移植ができないということで、1番目の条件である確認が取れなければ、そこはもうアウトという認識で合っていると考えております。

また、2番目だったんですけども、こちらにつきましてはちょっと条件を満たして放流したという事例、手元に詳細なデータはないので後ほど確認して回答するという形にさせていただきます。

あと他県につきましては、福島県とも歩調をそろえて、同様に移植禁止ということで行っていますので、そちらにつきましては、例えば、他県から移す場合であっても、両方の県の委員会指示で制限がかかるということで、そこは制限の対象範囲になってございます。

○小野寺会長

よろしいですか。

高橋委員が言ったのは条件のところでは1番の汚染水域に由来してないことが、2番、3番を包含するんじゃないかという意味だったと思うんですが、それは多分汚染水域でないところでコイを養殖してるってこいっぱいあるわけですよ。だからこの条件に合わなくても2番、3番を満たさない駄目ですよという意味で必ずしも包含してるわけではないと思います。

○高橋計介委員

はい。どうもありがとうございました。

図のことについても今理解できました。理解はもちろんしてるという前提ですが、そうするともう1度出た水域でコイの増殖という考え方といいますか、資源保持というかそのための増殖に関わる事業、これは昔とも全然別のものと考えないと駄目ですよ。もう10数年この状態が続いてるわけですからね。コイは長生きで再生産の年齢も長いけれど、でも、考え方、概念が変わってしまっている、なんて思ってそう聞いていました。

○小野寺会長

当然、将来的にはどこかでコイヘルペスウイルス病はなくなったという判断をする時があり得るわけですね。その判断は何をするのかというのが、実はよくわからない。今言ったとおり一度なったら、なかなかやめられない。ただ、今の場合は、全国でまだ発生しているからというのがもう1つの根拠で、そこまでのその判断する根拠はもうすでにできているのか、むしろ時間経過を見てもいいのではないかみたいな判断になるかもしれないと思います。だから、やっぱり、全国でまだ起きているんだよというのが一番の継続の根拠だと思います。

○高橋計介委員

どうもありがとうございます。

○小野寺会長

他にございませんか。

○千葉会長代理

毎回私もこのコイヘルペスの時には質問させていただいておるんですが、当該私どもの河川或いは湖沼の中でも、このコイによって、地元の振興に繋がっている部分が、多分にあったんです。けれども移動の禁止等々がありましてですね。全くその振興が途絶えてしまったということになっておりますんで、その辺を踏まえてですね、先ほどの案、先ほど高橋委員さんがおっしゃったようなもの、要するに発生時期から何年したら、もう解除になりますよというような法的なものも何もないんですよ。養殖池についてはこれ良くなっておりますけれども、今申し上げましたようなもの、河川湖沼による、いろんな、コイによる振興策が完全に途絶えてしまっているようなんでね。その辺、法的なことが何かできないのかどうかその辺ちょっとお尋ねしたいんですがよろしいですか。

○小野寺会長

これ、コイヘルペスウイルスにかかったコイというのは、漁業権対象から外すという。外してはいないんですよ。これは食べられるんですか。そういう話は、すいません、普通に食べて人間は何でもないというのであれば、汚染水域でも、そこへ汚染水域以外

からだと放流できるわけですね、増殖できるわけですね。そこで、コイヘルペスウイルス病にかかっても食べる分には問題ないと。他の水域に移すのは駄目だと。そういう振興策はありうるんですかね。

いやちょっと頭の中で考えたので、コイヘルペスウイルス病にかかったコイなんか誰も食わないよという話であれば、それは無駄な話ですけども、ちょっとそういうことで、何か、漁業として少しは方法、方策があるのかどうかというのは、ちょっとあれですね。必ずしも今全体の話からはそういう部分が見えてこないのです。

○千葉会長代理

今の現状、河川とか湖沼では増殖も何もできないんですよ。ですからその辺の法的な部分が改善されなければ、これずっと続きますよね。

○小野寺会長

そうですね、すべてこうなったら解除しますという、条件をはっきりと決めてくれると少し希望が持てますよね。それはいつになったら、全然わからないというよりは、多少条件が厳しくてもこうなったらもう解除していいですよみたいなところを、これはもう、国のレベルで決めていただかないと駄目なんですけど、何かそういう機会があれば是非と思います。

○千葉会長代理

そういうことを言っていないと解除できないと思います。

○小野寺会長

わかりました。

他にございませんか。

よろしいですか。

なければ、審議事項(1)「コイヘルペスウイルス病対策に係る委員会指示(案)について」は、原案どおり発動することで御異議はございませんか。

○各委員

はい。

○小野寺会長

ありがとうございます。それでは事務局は手続きの方をよろしくお願いします。

【審議事項 2】

○小野寺会長

それでは審議事項(2)「オオクチバス、コクチバスその他オオクチバス属の魚類及びブルーギルの再放流禁止に係る委員会指示(案)について」に入ります。これも事務局から説明いただきます。

○事務局 神山技師

事務局の神山でございます。こちらにつきましても、事務局から説明させていただきます。審議事項の2番、オオクチバス、コクチバスその他オオクチバス属の魚類及びブルーギルの再放流禁止に係る委員会指示案について説明させていただきます。

資料2の方、1ページ目をお開きください。こちらにつきましては、コイヘルペスウイルス病と同様にまず、経過、委員会指示についてと載せてございます。

まず、経過について説明させていただきます。オオクチバス等の魚食性外来種については、本県におきましては昭和55年に角田市内で初めて確認され、その後年々発見場所が拡大し、平成元年には36湖沼でオオクチバスが確認されるなど、宮城県のみならず全国的に社会問題化しております。これを受けまして、平成16年の3月に本県でも初めてこの委員会指示を発動したところでございます。その後についても、外来種の駆除や繁殖抑制等の自然環境保全の取り組みと並行した規制の対策が必要であることから、継続して委員会指示をこれまで発動してきているところでございます。その後、国においては平成17年に特定外来生物法が施行されまして、移植放流等を禁止するなど、外来生物に対する様々な取り組みがなされてきたところでございますが、本県においてはまだまだ特定外来魚の生息というものが確認されている状況でございますので、来年4月以降の指示の発動について御審議いただきたいというものでございます。

丸の二つ目、委員会指示についてですが、次のページを御覧ください。こちらにつきましては、令和3年11月4日付で、宮県の内水面漁連から、本委員会指示の継続について要望書が提出されてございます。こちらの要望書の内容についてですが、特定外来生物法によって、国内全域で魚食性外来魚の移植放流等は禁止されておりますが、捕獲後の再放流については、特定外来生物法による規制がないことから、唯一この委員会指示が捕獲後の再放流を規制するものとなっております。指示による規定がない場合、外来魚の捕獲後の再放流が野放しとなるため、本県内水面漁場の生態系の悪影響が懸念されることから、引き続き令和4年4月1日以降も継続して発動していただきたいという中身の要望書となっております。

めくっていただいて、3ページをお願いします。本委員会指示の新旧対照表となっております。最初に訂正でございますが、新旧対照表の上段新旧の部分でございまして、左が令和3年度、右が令和2年度となっておりますが、正しくは左が令和4年度、右が令和3年度でございまして、失礼しました。この新旧対照表につきましては、先ほどと同様に、右側が本年度まで発動されている指示の内容、左側が令和4年4月1日以降発動される内容となっております。今回はこの内容について御審議いただくこととなっております。これにつきましても、下線部が変更箇所となっております。変更点につきましては、内容には特段変更はございませんが、まず、日付の時点修正。もう1つが令和2年12月に漁業法が改正されたため、基づく条項の変更となっております。

指示の内容につきましては、オオクチバス、コクチバスその他オオクチバス属の魚類及びブルーギルを採捕したものは、これらを採捕した水域に放してはならない。ただし、内水面漁場管理委員会が認めたものの他、試験研究に供する場合はこの限りではないとさせていただきます。

次の4ページにつきましては、今回の審議が認められた場合に、公報に載せる案とな

ってございます。

めくっていただいて、5ページ目をお願いします。5ページ目のカラー刷りのページでございますが、こちらはブラックバス等に係る規制についてのイメージ図となっております。今回の委員会指示については、この真ん中の四角で囲っているリリース禁止、この部分に該当します。それ以外の矢印につけるバツにつきましては、特定外来生物法によって、法律で規制、禁止されている内容となっております。

次のページ、6ページにつきましては、先ほど委員会指示の内容にありました試験研究に供する場合の適用除外の承認要綱となっております。7ページ目が、この適用除外の手続きフローを載せているものとなっております。この適用除外について申請を行う場合の流れとしましては、承認申請を出していただいた後、当委員会において審議を行い、承認の可否を判断するものでございます。8ページから12ページまでが、適用除外の申請の際の様式となっております。

めくっていただいて、資料13ページをお願いします。ブラックバス等の再放流禁止に係る委員会指示の全国の発動状況となっております。全国的には13県で指示を発動してございまして、本県で定めているオオクチバスやブルーギルのほか、チャンネルキャットフィッシュ等も規制の対象となっている都道府県もございまして。

次のページ、14ページから16ページにつきましては、宮城県内における過去3年、平成30年、令和元年、令和2年の外来種駆除の実績となっております。例としましては、令和2年の実績、16ページを例として説明させていただきます。外来魚駆除の実績については、まず、内水面の漁協で、オオクチバス、コクチバス、ブルーギルを駆除しており、それぞれの漁協で様々な手法で駆除を行っていただいております。また、漁協以外ですと、公共財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団とNPO法人エコパル化女沼においては電気ショッカーを用いた駆除を行っております。こちらにつきましては、バス類の減少や在来種の復活の兆しが見られており、効果がかなり出ているとのことでした。

次のページ、17、18ページにつきましては、国の特定外来生物法を一部抜粋したものとなっております。こちらについては参考として添付しておりますので、後で御確認いただければと思います。

説明につきましては以上でございます。

指示の継続発動について御審議をよろしく申し上げます。

○小野寺会長

説明が終わりました。それではこれについて御意見、御質問がございましたら、何かございませんか。はいどうぞ。

○高橋清孝委員

リリース禁止ですね、これは宮城県がいち早く、全国に先駆けて、先進的に取り組まれてきております。例年、これを受けてですね、いろんなところでバス再放流禁止の取り組みがされてきているわけですが、県内でもここに紹介されたように、それぞれの漁協でブラックバスの捕獲等、駆除作業が行われております。花山漁協さんとそれから鳴瀬吉田川漁協は国の助成事業も受けて、かなり積極的に駆除活動をやっているわけです。

ね。

さらに、先ほども紹介ありましたけども、伊豆沼・内沼では、最近では新聞とかテレビでも報道されていますが、20年にわたってこの駆除活動を続けた結果、全国には8カ所しかいないゼニタナゴが復元したと。その他にもですね、いろいろなモツゴとかタモロコとか、そういった魚も非常に増えていると。私らが今取り組んでいる鹿島台の旧品井沼周辺ため池群というのがあるんですが、ここでもですね、ため池の15ヶ所で、ブラックバスを退治して、一掃したんですね。そして、シナイモツゴとゼニタナゴを保全したところ、これ驚くことにその下流、そのため池を水源としている小川でですね、小さい川なんですけども、そこでウナギがたくさん復活しました。もう20年ぶりにウナギを見た。この現地の人たちは非常に喜んでます。このようにですね、非常にこのブラックバス退治っていうのは、大きな成果を生み出します。

こういう様々な取り組みというのは、宮城県の取り組みというのは、全国的にも注目されているんですね。私も全国ブラックバス防除市民ネットワークというものの会長をやらせてもらっているんですが、そういう内水面漁業の会議に出席するんですが、全国的にはかなり長期戦で、あまりこう成果が出ないというところも多くなっているんですけども、こういう中で宮城県の取り組みというのは、ますます先進的な役割を果たしていますので、この委員会指示については、是非ですね、継続していただきたいというふうに考えます。

できましたら、さらに再放流禁止という指示だけでもかなり十分な抑制効果はあるんですけども、これを実効あるものにするために、少し積極的な指導というものもできれば、非常に、さらにいいかなというふうに思っています。

以上です。

○小野寺会長

他にございませんか。

はい、どうぞ。

○千葉会長代理

ただいま高橋委員さんにはですね、花山漁協の紹介などをいただきましてありがとうございます。

実は、私も先ほど紹介されましたように、刺し網等々で駆除活動を実施しております。

しかしながらですね、釣り人等はいわゆるたくさんなんですけども、その中で我々の漁協としてのその方々、やはりただいま紹介されたように、再放流の方々も、ブラックバスについては再放流が主なんですよね。そういう方々に対しての我々の権限、いわゆる取り締まりというか、そういう権限は全くないわけで、その辺についても何らかの指導を1つ仰ぎたいなというような思いがあるんですが、他地域ではそういうことはないんでしょうか。もしありましたら、私どもの方にも紹介していただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○小野寺会長

組合代表の委員の方、河川でそういうことはありませんか。

○十二村委員

白石川漁協なんですけど、セヶ宿ダムというでかいダムがあります。そのセヶ宿ダムの生息調査ということで、1年おきぐらいにですね、環境調査会社が行っております、生息魚類の90%がコクチバスだということで、かなり増えているんですね。

ところが、ワカサギも放流してるんですけど、ワカサギは釣れるんですね。食害があんまりないということなんですけど、ただブラックバスを釣る釣り人が問題なんですね。この人たちは遊漁証を買わない。ブラックバスを釣るんで、それに対しての遊漁は入漁証いらんんじゃないかということで、組合員と喧嘩になってですね、よく問題が起きるんです。その中にはですね、ブラックバス釣りは遊漁証買ったほうがいいんですかと聞いてくる人もいますね。その人たちに対しては、ありがとうございますどうぞ買ってくださいということで、問題なく過ごしているんですけど、遊漁証を買わないで遊漁する人たちの問題がかなり大きくなってきております。釣る人たちは、大体80%以上は再放流してるようです。

○千葉会長代理

うちも同じですね。

○小野寺会長

いや、もともとブラックバスの釣りというのは、再放流することを前提にしてやっていたので、若い人たちは道具が、竿とルアーがあれば遊べるという、非常にその気楽にやれるということがブームになった最大の理由なんですよね。だからそれを再放流することを、自然を愛することだという精神的な頼みにもしているわけで、なかなか辞めさせるのは難しいと思いますが、さっきの入漁料のことが東日本ブロック協議会でちょっと出ましたが、後で多分御報告があると思いますが、やはりいろんな県でも問題になって、そのことについてある程度の答えではなくて、難しい問題があるという話になるかもしれませんけども、ちょっとこの後の報告で多分出てくるとは思いますけど、なかなか答えは出しにくい問題です。

○小野寺会長

ほかにございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは審議事項(2)「オオクチバス、コクチバスその他オオクチバス属の魚類及びブルーギルの再放流禁止に係る委員会指示(案)について」は原案どおり発動することよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○小野寺会長

ありがとうございます。それでは、事務局は手続きをお願いいたします。

【報告事項】

○小野寺会長

審議事項はこれで終わりましたので、次に報告事項に入ります。

報告事項「令和3年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について」を上程いたします。これも事務局から御説明いただきます。

○事務局 神山技師

こちらにつきましても事務局から説明させていただきます。

報告事項、令和3年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について説明させていただきます。

資料3の1ページを御覧ください。毎年行われている東日本ブロック協議会についてですが、昨年から新型コロナウイルスの影響により書面開催となっております。本年度につきましても、書面による開催となっております。今年度につきましては、令和3年11月18日を開催日と設定して、書面決議を行いました。

めくっていただいて、2ページをお願いします。こちらの協議会の書面決議につきましては、既に結果が出ておりまして、こちらが評決結果となっております。こちらにつきましても後ほど説明させていただきます。

3ページ目ですが、東日本ブロック協議会の次第と議案になってございます。

4ページ目、議題の第1号、令和4年度の提案項目案についてということで、4ページ目の資料1-1から説明させていただきます。5ページ目に、令和4年度の提案項目の取りまとめのスケジュールについて、記載されてございます。今回の東日本ブロック協議会につきましては、その中の3番、各ブロック協議会となっております。今回は書面開催となっております。こちらの各ブロック協議会が行われた後に、令和4年3月に第2回漁場管理対策検討会が予定されてございまして、こちらの方で各ブロック協議会の方で出た意見を踏まえて検討し、令和4年度の提案書案を作成して第2回の役員会へ提出するものとなっております。また、下の5番の第2回役員会につきましては、先ほどの第2回漁場管理対策検討会と同日で行う予定でございまして、提出された提案書案について審議し、令和4年度の通常総会に議案として提出する流れでございまして、そちらの審議された提案書案につきましては、令和4年5月に予定されております。令和4年度通常総会において、議案として上程される予定でございまして、通常総会で議案として上程され、審議が終わった後に、令和4年6月または7月に令和4年度の提案行動といたしまして、決議された提案書をもって、各省庁に提案行動を実施する予定となっております。

6ページをお願いします。この提案項目の案につきましては、前回第2回の委員会の際に審議した内容となっております。6ページにつきましては、作成にあたっての考え方となっております。また、参考資料といたしまして、7ページから、水産庁より提案項目の掲載順について、優先順位のように見えるという指摘があったことから、優先順位を示すものではないという一文を入れることとしましたという内容が載っ

ております。

8ページをお願いします。8ページにつきましては、先ほどの委員会指示の中の質問でもございました外来魚対策に対する国への提案要望についてということで、こちらは漁場管理対策検討会の中の方で、各県の状況等について照会をかけておりました、10ページから13ページまでですね、そちらに漁場管理対策検討会の構成員となっている県の内容が記載されてございます。こちらについては後ほど確認していただければと思います。

進んでいただいて14ページをお願いします。14ページからは、前回の委員会でも御審議いただきました提案書案の内容となっております。こちらにつきましては、前回説明させていただきました変更点の通りとなっております。主な内容としましては、共同漁業権の件数や被害件数の時点修正、また、文言の変更としましては、25ページ、提案書の案の中にある、河川湖沼環境の保全及び啓発についての中の3番。漁場管理上、支障を来している河川内樹木の伐採についてということで、こちら、同じ項目の中の7番、誰もがアクセスしやすい環境整備を行うことと統合することとしております。また、めくっていただいて、26ページをお願いします。変更点、もう1つとしましては、水草の異常繁殖についての項目の中で、新たにミズワタクチビルケイソウというものが追記されているというのが変更点の1つでございます。

最後に、変更点としましては、32ページをお願いします。こちらの変更点につきましては、放射性物質の除染、陸上への降雨や住宅等への除染によって、放射性物質が河川湖沼へ流入することによる影響を把握すること、とされている部分について、住宅等の除染については、平成30年の環境省の回答において帰宅困難区域を除き終了したとあることから、住宅等の除染といった文言を削除するといった内容となっております。提案項目の案の変更点については以上となっております。

めくりまして、39ページをお願いいたします。39ページからは、資料1-2といたしまして、前回の委員会でも御審議いただきました提案項目の案に係るアンケート調査の結果についてということで、各県からのアンケート調査結果の取りまとめとなっております。こちらの中身につきましては、後ほど御確認いただければと思います。内容につきましては、39ページから63ページまででございます。

進んでいただいて、64ページをお願いします。今回の協議会の中で提案項目案の検討及び追加提案項目といたしまして、山形県と神奈川県からそれぞれ意見がございました。山形県の意見につきましては、提案項目案の中の2番、魚病対策についての中の輸入水生生物の新たな疫病の蔓延防止の項について、農林水産省においてはそれなりの対応が認められており、予算確保等の理由がなければ削除の方向で検討してはいかがでしょうかといった意見が挙げられてございます。めくっていただいて、66ページをお願いします。66ページが神奈川県からの意見となっております。先ほど変更点として挙げました放射性物質の汚染対策について、住宅等の除染の文言を削除することについては、当該問題の影響を強く受ける県委員会の意見に従いたいと思いますという意見が上がってございます。こちら2つの意見につきましては最後に書面表決の結果とともにお伝えします。

続きまして、67ページをお願いします。資料の2番といたしまして、ブロック内照会協議事項についてということでしたが、今回の東日本ブロック協議会におきましては、

該当する事項はなかったということでございました。

次に、68ページの資料3をお願いします。こちらにつきましては、東日本ブロック協議会の次回開催県といたしまして、来年度、令和4年度の東日本ブロック協議会は福島県で開催予定となっております。

69ページに協議会の開催予定の案が示されてございます。

最後に戻っていただいて、2ページをお願いします。2ページが、今回の東日本ブロック協議会の書面表決の結果となっております。表決結果としましては、第1号議案の提案項目の案につきましては、県対策会の検討結果及びアンケート調査結果は全県の承認、上の提案項目の検討追加項目といたしまして、先ほど説明しました山形県と神奈川県委員会の意見についてですが、山形県につきましては、下の2番にありますとおり、輸入水生生物の防疫に関する項目の削除については、提出すべきが6、提出せずともよいが6、再検討すべきが1となりまして、提出が過半数を満たさなかったため、東日本ブロック協議会として提出しないこととされました。また、神奈川県の意見につきましては、提出が10、未提出が1、その他がなしとなっております。神奈川県の意見にある、影響を強く受ける県の多くは東日本ブロックの所属県に当たり、再度各県に意見を確認したところ意見がなかったため、東日本ブロック所属県からは、このことについて意見はありませんと追記した上で提出することとなりました。

また、第2号、第3号の議案につきましては、それぞれ承認が得られましたので、承認されたものとさせていただきます。

説明については以上でございます。

○小野寺会長

ありがとうございました。

今の説明で、先ほど4月に本ブロック協議会でブラックバス、外来魚の話だったんですが、8ページの参考資料で、これは一番私が最初に聞いたのは、4年前ぐらいの東日本ブロック協議会で山形県がやっぱり同じ問題を言われたんですが、ただ、要するに漁業権魚種でないものに対して、遊漁料は徴収できないというのが、水産庁の考えではそうだったんですが、やっぱり問題はずっと起きていて、何か手がないかというのはあるわけで、一番出てくる議論が混獲、ブラックバスを採っていたけど他の魚がかかってしまったということがある。それだと取れるわけですけど、だけどそれはついてないとわからない。非常に難しいんですが、それで入漁券がなければ、それは密漁に当たるし、それをキャッチアンドリリースしたってフックで引っかけるんだから、明らかに財産権の侵害なので、法的に考えようと思えばあるんだろうと思いますが、ただ実際に、釣り人についていくわけにはいかないのも、もっとバサッと何かできる根本的な何かがないと解決にはならないのかと言うて、だからずっとこうペンディングの状態なんですねこの話は。だからもし参考資料で8ページにあるのもその辺のところもちょっと書いてある。だから、一方では漁業権魚種でないブラックバスに対して遊漁料を取っている組合があっけしからんという点もあるわけです。法的に何の根拠もないのでしからんという意見も一方ではあって、なかなか難しい問題なのですが、でも問題があることは事実だと思いますので、何か言い続けるか、議論し続けるしかないかもしれません。だから、誰か天才的な人が法律を考えてくれるというようなことがあってもいいかもしれませんが、今のところは有効な解決方法はないというのが多分現状だろうと思います。

他にありませんか。

はい。どうぞ。

○千葉会長代理

報告事項から逆に審議事項の方の話になるんですが、ただいまのお話、会長さんのお話あるとおり、我々も駆除はしているんですが、要するに、遊漁者にとっては全く同じ話なんです。我々はなんでお金払ってまで釣りをやらなきゃいけないんだと。我々はバス釣りしに来たんだよと。ただ、我々はこの駆除を一生懸命行っているんで、先ほど私申し上げましたけれども、何らかの権限がないと、いわゆる警察権がある人には我々はなっていませんので、その辺、もう少しいろんな形で詰めて、法律は法律なのですが、その中の何らかの規制とか規則とか、その辺のことでそういった面も今後議論していただいてですね、何のためにこの駆除対策やっているのか、せつかく国の補助金をもらいながら、いちごっこになっているような気がしてならないわけで。もう少し我々の委員会の中でもですね、今後の議論する場があってもいいのではないかなと思いますけれども。

○小野寺会長

何かもう少し議論、整理しても、例えば遊漁料の問題は水産庁でしょうけど、駆除の話は環境省ですよ。そういう縦割りの問題もあるので総合的に判断しないと、高度に政治的な判断になるかもしれませんけども、ここまでいけるかどうかわからないけれども、東日本ブロック協議会なり何なりで話をする必要はあるかもしれません。ああいうところで、今、書面審議なんで水産庁からも環境省からもゲストでくることがあるので、そこで直接話を聞いてみるというその方向性はあり得るのか、検討してみた建前論じゃなくて、そういう機会があってもいいかもしれません。

○千葉会長代理

逆にチャンスを作っていただきたい。ここでね、なかなかこの法律をいろいろ変えるってことはなかなかできないんでしょうけれども、そういう提案の中で今後進めていただければいいかなというふうに私は思っています。

以上です。

○小野寺会長

ほかにございませんか。

もしなければ、この報告事項「令和3年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について」はこれまでとします。

— — — — 報 告 事 項 終 了 — — — —

【その他】

○小野寺会長

これで議事次第に載っておりますものはすべて終わりました、その他に入ります。

その他について何かございますか。或いは委員の方でも結構ですが。
はい、お願いします。

○高橋清孝委員

先ほど小野寺会長から、温暖化と考えられるような現象で、秋サケが非常に減少しているというようなお話がありました。あと、そのほかに暖水性の魚が北上しているというようなことがありまして、私は石巻の魚市場で毎日魚の状況を見てきました。非常に大きく魚が変わってきています。魚種がまるっきり変わってきているということですね。それで、今年2月に気象庁のホームページで、非常に驚くべきことが公表されました。過去130年の観測データがあるんですが、北半球の平均海面水温ですね。これが2014年から2020年の7年間でこれまでなかったくらい未曾有の急上昇をしたと。100年間に0.5、0.6℃ぐらいの割合で、今温暖化で上昇しているんですが、この7年間で実にですね0.7℃以上上昇したんですね。ものすごい上昇です。そのためにですね、黒潮が熱せられて、黒潮が流れるところがものすごく強まっています。これによって、暖水性魚種が一举に北上して、それでサケももう稚魚が北洋に向かって旅立つのが間に合わない。それでもう、ほとんど死に絶えてしまっているというような解析がなされています。

私は非常に危機感を持ちまして、毎年全国シンポジウムを開催しているんですが、今年はですね、2月と10月にこの温暖化問題を取り上げて、講演してもらっています。20課題ほど報告してもらおうんですが、このうち5回ほどは温暖化の問題です。Webシンポジウムですので、YouTubeで動画配信しておりますから、私の所属しているシナイモツゴ郷の会というホームページに入ってくださいますといつでも見ることができます。一番見ていただきたいのは、私が話している暖水性魚類の北上とそれから冷水性魚種の極端な減少。さらにですね、北大の名誉教授にお願いしまして、帰山教授というんですが、この方をお願いして、サケが急激に減少している原因について解説してもらっています。非常に興味深いのは、縄文海進という縄文時代、1万年ぐらいあるんですけども、そのうちの6,000年から7,000年前ぐらいに、北極の氷が溶けて海面が上昇した時期があるんですね。縄文海進、海が進むということなんですが、この時代には、太平洋側ではサケがいなくなってしまうと、日本海側だけに残った。それで、そういう非常に主観的なことがありまして、それにやや近づいてきているというような観測がありました。その中でちょっと救われるのは、北上川などですね。仙台湾以南、私らは仙台湾系群、或いは前期群と呼んでるんですが、これはですね、減り方が、岩手県の南部鼻曲がりサケに比べると、非常に緩やかなというのは、もともと仙台湾以南は黒潮由来の暖水にさらされているんですね。ですから、暖かい水に抵抗性があるんです。ところが岩手よりも北のものは、北海道も含めて冷水性なんですね。ですから、温暖化によって気温、水温が上昇すると非常に減っていくという、そういう北上川と津軽石川ですかね。その回帰率などを比較した事例なんかも紹介されておりますので、来年10月まで掲載しておりますので是非御覧になっていただければと思います。

よろしくどうぞ。

○小野寺会長

ありがとうございました。

今のことで、お話がありますか。

よろしいですか。

それでは、花山漁協の話をちょっといただくということですので。

よろしいですか。お願いします。

○千葉会長代理

この度はですね、この席において、大先生方を前にしてですね、私にこのステージを作っていただきましたことに、花山漁協を紹介する場を作っていただいたことに関しまして厚く御礼を申し上げたいなというふうに思っております。

皆様のお手元に差し上げておりますけど、レジュメに沿ってですね、御説明、紹介させていただきたいなというふうに思っております。

実はこのレジュメですが、先般、全国内水面漁連の冊子「ぜんない」に掲載させていただいた文章そのままですので、読んでいただければわかると思いますけれども、改めてですね、紹介させていただきたいと思っております。あとはいろんな今現状のものについて、皆様方から御質問等ありましたら承りたいというふうに思っていますね。どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

我が漁協ということで、先ほどから紹介されてあります新規事業に至るまでを紹介させていただきたいというふうに思います。花山漁業協同組合の概要ということで、当組合第5種共同漁業権区域にある河川が3河川あります。一迫川、草木川、長崎川になります。一迫川は一級河川で、下流部は花山ダムになっており、ダム堰堤より下流部はお隣の迫川漁業協同組合の設定河川になっております。草木川、長崎川は一迫川の支流となっており、小さな河川であります。

当組合では、養殖業等は行っておらず、遊漁券の販売のみで運営しており、メインとなる魚種はイワナとヤマメ、或いは若干のフナの遊漁料収入で賄っております。漁期は河川が3月1日から9月末日まで、ダムに限っては通年としております。

組合員の状況であります。令和2年2月の現在での正組合員は48名で、準組合員はおりません。20年前は140人いた組合員は3分の1程度になってしまい、このままでは存続の危機を迎えてしまいます。この地区は70歳以上の高齢者が7割を占め、20年前に1,800人いた人口も令和2年2月現在、990人ほどにまで減少し、限界集落となっております。今年に入り、組合員資格の居住地区の拡大を宮城県に諮ったところ、すぐには変更できないことがわかり、頭を抱えております。組合員の減少傾向は当組合に限らず、他の組合の問題として掲げております。

組合の活動であります。組合員の啓発活動の中で、河川環境保全事業として清掃活動を年2回行っており、そのうち1回は宮城県のダム事務所、栗原市の総合支所、近隣の企業の皆様方の協力を得て大人数での清掃活動を行っております。それから外来魚駆除作業を行っており、5月から9月までの期間、刺し網を利用した駆除、その他、沼などの水をすべて抜き取り、天日干しにして駆除を行っております。しかしながら、天日干しして駆除したはずの場所は、2、3年するといつの間にか外来魚を放流されるといったたちごっこを繰り返しています。その他事業として、子供たちによる放流事業、遊

漁券購入者へのサービス事業として、無料にてイワナ、ヤマメの釣り大会を行っております。

当組合が一番に抱える問題点は、平成23年に発生した東日本大震災の際、福島第一原発から放出された放射性物質による出荷制限指示が出たことによって、一迫川のイワナの移動の禁止、いわゆる持ち帰り禁止とされたことでもあります。このことにより、遊漁者は激減し、組合経営に多大な影響を与えました。平成24年より東京電力に対して、損害賠償を請求し、賠償金を毎年いただくということで、何とか組合運営を継続しているような状況です。しかしながら、今後ずっと賠償金を支払ってもらえるわけでもなく、頭を悩ませているところであります。

ここでワカサギドーム船による新規事業。組合を存続させるための新事業として、冬場に人気のあるワカサギ釣りをドーム船釣りでしてみたらどうだろうかと地元観光課職員からの助言もありました。そこでまず、他の企業で行っているドーム船ワカサギ釣りの現場に行きました。ワカサギ釣りの聖地と言われる岩手県の岩洞湖にお邪魔したわけであります。岩洞湖のワカサギ釣りは、氷上による釣りで、最盛期には土日の2日間で3,000人ほどの来場がありますが、ドーム船は釣果がいまいち上がらず、入込者数が少ないとのことでした。原因としては、全体の入場者数が多いことで供給が追いつかず、ワカサギが少なくなり、当歳魚ばかりになってしまうことから、岩洞湖ではふ化事業のほか、十和田湖からの親魚を購入して放流しているとのことでした。

もう一つ、福島県の檜原湖に視察に行きました。ここでは、ワカサギドーム船は民間企業が経営しており、漁協に対してのふ化事業の増強、拡大を常に要求しており、釣果のある環境をつくり出しております。ドーム船の入込数はかなりの数字で、関東圏の遊漁者に対してのPRも充実しており、見習う点が多々ありました。その内、檜原湖全体の取り組みとしては、宿泊施設との連携でドーム船釣りや宿泊のバック商品の売り出し、氷上釣りと宿泊パック商品などを漁協との連携による地域活動活性化につなげていきました。さらには、遊漁者が釣り上げたワカサギを買い取り、宿泊施設の食材にしたり、加工食品としてワカサギの甘露煮などを作り、販売したりと次々と新しい事業に取り組んでいました。

令和2年2月1日、私どもでワカサギドーム船ができ上がり、無事に同月22日プレオープンまでこぎつけたわけであります。ドーム船は見たり聞いたりしたことを元に初めて作成したことから、かなり苦労しました。また花山ダムは水位が安定せず、作成したドーム船は水がたまる場所まで待たなければなりません。ドーム船が湖面におろせる場所が限られているためであります。プレオープンではドーム船の予約をオープン3日前に始めましたが、1週間で座席がすべて埋まりました。ワカサギ人気の凄さが初めてわかりました。人気の理由を尋ねたところ、溪流釣りは9月で終わり、海釣りかワカサギしか選択肢がなく、ワカサギ釣りに流れる釣り人が多いことでした。同じく釣具店の方々に聞くと、冬がメインのワカサギ釣りは年々総人口が増え続けているそうで、今後は、ワカサギ釣りのフィールドの充実はもちろんのこと、地域全体での受け入れ体制、宿泊の受け入れ体制なども充実させることによって、遠方からの誘客に繋がっていくとのことでした。

令和2年11月11日には無事にグランドオープンを迎え、変わってきました。今回は少しでも多くのお客様の要望に応えるため、2基のワカサギドームを設置しました。

グランドオープンでは1週間前から予約を開始し、年内の土日祝日は3日ほどですべて埋まりました。平日は予約が埋まることないと思っていましたが、日を追うごとに着実に埋まり始め、平日も満席状態となる日が多くなりました。今後、この状態を保てるよう努力したいと思います。

そしてもう一つの新規事業であります、一般社団法人釣具工業会が水産庁の後援を受けて行っているLoveBlue、内水面釣り場拡大事業、ワカサギのふ化事業であります。

300万円までの補助金があり、これの事業は、各都道府県による内水面水産試験場の助言、協力をいただきながら進めることが条件で、ふ化事業の他、採卵したワカサギの卵を他の漁協に提供できる体制を構築することを目標とします。日釣工にお声がけいただき、当組合ではこのふ化事業に是非挑戦したいと思い、応募し、無事に採択され、もう一つの新規事業としてスタートを切ることができるようになりました。今後、これらの事業を活用し、ワカサギドーム船の事業を継続したいと考えております。

この事業につきましても、今年の春ですね、試験場の方から御指導いただき取り組んでおるところでございます。本当にありがとうございます。

以上でございます。

○小野寺会長

ありがとうございました。

なんか、最後にいい話を聞いてよかったです。

何か、御質問とかありましたらお願いします。

はい。

○棟方委員

本当になんかいい感じでいいんですけど、これ宣伝はどうやったんですか。このプレオープンとか、グランドオープンの呼ぶための宣伝はどのように。

○千葉会長代理

実はですね、宣伝というよりも、今朝ほど小野寺会長とお会いしたときに、一般的に釣り人同士の交流をどうなさっているんでしょうかという話をしましたらですね、もう釣り人の方々というのは、お互い情報共有してますと。今ネットでどんどん紹介されますので、そして私どもも今回取り組んでからは、今年11月からこないだまでで、テレビだけでも5、6社来てます。それから河北新報、そして釣り人同士の方々に勝手に宣伝してもらっている状況であります。こんなにもワカサギの釣り人が多いとは夢にも思いませんでした。

ですから、その状況を話しますと、今年も11月からオープンしましたがけれども、その予約受け付けが10月22日から始まったわけであります。10月22日に申し込みを開始してまず1日で4,000人の方の問い合わせがありまして、電話そのものがパンクしてしまいました。そういう状況であります。

○小野寺会長

ありがとうございます。これ、ドーム船は2つから、今4つになったんですか。それ

はダム湖だといろんな制限つけられるんですよね。

○千葉会長代理

県の土木事務所さん、それからダム事務所さん等々、いろいろ協議しながら、我々の方でも売上からですね、占用料を支払いしています。

○小野寺会長

なるほどわかりました。今後事業拡大なんかもあるんですか。

○千葉会長代理

いろいろとその辺も考えてます。

○小野寺会長

はいありがとうございました。

他に何もなければ、事務局から事務連絡があればお願いします。

○事務局 鈴木課長補佐

事務局から、次回の委員会の開催日程について御連絡させていただきます。次回は来年、令和4年3月下旬に開催予定であります。開催日時等決まり次第御連絡いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○小野寺会長

本日予定しておりました議題は、全て終了いたしましたので、以上をもちまして、令和3年度第3回内水面漁場管理委員会を終了いたします。皆様ありがとうございました。

— — — — 委 員 会 終 了 — — — —

《議決（決定）事項》

議題

(1) 審議事項

- イ コイヘルペスウイルス病対策に係る委員会指示（案）について
- ロ オオクチバス、コクチバスその他オオクチバス属の魚類及びブルーギルの再放流禁止に係る委員会指示（案）について

(2) 報告事項

令和3年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について

(3) その他

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会 長

小野寺秀也

署名委員

高橋 計介

署名委員

高橋 清孝

書 記

神山 晃汰